

税務課 資産税係からのお知らせ

◎固定資産税の賦課期日は1月1日となっております。つきましては、下記についてご協力をお願いいたします。

土地の現況地目の調査について

- 土地の現況調査にお伺いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。また、住宅用地として使用するようになった、あるいは住宅用地として使用しなくなった場合、その他土地の利用形態が変わった場合はご連絡ください。現地調査を行い課税を見直します。

家屋の新增築や取り壊しの届け出について

- 今年中に家屋を新築・増築、もしくは取り壊しを行い、まだ税務課資産税係の調査を受けていない家屋がありましたら、面積の大小にかかわらずご連絡をお願いします。また、年末・年始にかけて完成が見込まれる家屋についてもご連絡をお願いします。
なお、取り壊しについて、賦課期日（1月1日）以後にその届出をされる場合は、解体工事の領収書等で取り壊した日の確認をさせていただきますので、今年中に取り壊しをされている場合はお早めにご連絡ください。

償却資産の申告について

- 償却資産とは、会社や個人で工場・商店などを経営される方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方がその事業のために用いている構築物・機械・器具・備品などに対して課税される固定資産税のひとつで、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況をその資産の所在する市町村長へ申告することとされています（地方税法第383条）。
期間間近になりますと窓口が混雑しますので、早めの申告をお願いします。

【償却資産の申告場所】 西都市役所 税務課 資産税係

【申告対象者】 平成29年1月1日時点で、事業用の資産を所有している個人、または法人

【申告書送付時期】 平成28年12月中旬～下旬

【申告期限】 平成29年1月31日（火）

【申告方法】 資産税係から送付される申告書を提出して下さい。 ※申告書が送付されない場合は、ご連絡下さい。

【問合せ先】 税務課 資産税係 43-1197（直通）

（文書取扱：税務課）

農業委員会制度改正について

平成28年4月1日から農業委員会制度・農地制度が変わりました。それに伴い西都市農業委員会の体制も平成29年7月より変わります。

【事務の重点化】

○農地等の利用の最適化の推進

農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられました。

農地等の利用の最適化の推進とは、

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②荒廃農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進

による、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

○農地利用最適化推進委員の新設

推進委員は、担当地区において、農業委員と密接に連携して、担い手への集積・集約化、荒廃農地の発生防止・解消などの現場活動を積極的に行います。

○農業委員・農地利用最適化推進委員・中間管理機構との連携

農業委員会が農地の利用の最適化の推進の成果をあげるために、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たします。

また、担い手への農地等の利用の集積・集約化や荒廃農地の発生防止・解消を進めるため、農業委員、推進委員、農地中間管理機構が互いに連携し、地域の農業者・地権者等の話し合いの推進や農地の貸し手の掘り起こし等を行います。

【農業委員会の委員の選出方法及び定数の変更】

西都市の農業委員は、公職選挙法を準用した選挙によって選出される「選挙委員」17名と、「農業協同組合」「農業共済組合」「土地改良区」から推薦された各1名ずつ計3名、議会推薦者2名の総数22名の委員で構成され、任期は平成26年7月20日から平成29年7月19日までとなっています。今回の制度改正により、次回改選時（平成29年7月）から新制度へ移行されます。

○公選制から任命制に変更

選出方法は、選挙によるものから市長が議会の同意を得て任命する方法に変更されます。市長は任命にあたってあらかじめ地域の農業者や農業団体などに候補者の推薦を求めるとともに、公募を行い、結果を公表、尊重することとされました。

○委員の過半数が認定農業者

過半数が認定農業者であることが求められています。

○利害関係者以外の登用

農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者を1名以上含めることが求められています。

○女性や青年の登用を促進

年齢、性別などに著しい隔たりが生じないように配慮することが求められています。

○委員定数の減少

現在の定数は、22名ですが、現在より減少となる見込みです。

【農地利用最適化推進委員の選出方法及び定数】

選出は、農業委員会が定める区域ごとに推薦や公募を行い、農業委員会が委嘱する方法となります。

定数は、条例で定めることとされています。農業委員定数と併せて十分な職務が果たせるよう、今後検討し決定する予定です。

(文書取扱：農業委員会)

カセットボンベ缶・ライター等は 必ずガスを抜いて出してください

これからの季節、カセットボンベ缶の収集が増えてきます。

カセットボンベ缶は穴を開け、中身を完全に空にした状態で、金属類の袋で出してもらっていますが、穴の開いていないカセットボンベ缶も多数見つかっています。

これらの中にガスが残ったままごみとして出されると火災事故が発生する原因となってしまいます。実際に、カセットボンベ缶が原因と思われる収集車で火災事故が発生しています。

このような事態が生じると、ごみ収集の遅れやごみ処分ができなくなってしまうケースも考えられます。

以下の点をしっかり守り、出していただきますようお願いいたします。

- カセットボンベ缶やスプレー缶等は中身を完全に使い切った後、必ず穴を開け金属類で出してください。
- ガスを抜かれる際には、必ず風通しの良い屋外で作業してください。
- 最近のカセットボンベ缶等には、中身のガスを抜くためのガス抜き機能がついているものもあります。説明をよく確認した上でご利用ください。
- ライターはガスを完全に使い切り、できるだけ少量ずつ金属類で出してください。
なお、数が多い場合には生活環境課までご相談ください。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

年末年始の計画的な 早めのごみ出しにご協力ください

年末年始の時期になると、ごみがまとめて出されることにより、ごみ処理に支障をきたすケースがあります。できるだけまとめて出さず、計画的な早めのごみ出しにご協力ください。

年末年始のごみ収集計画については、新聞チラシや12月15日号のお知らせ等をご確認ください。

また、分別等の間違いで収集されず、いつまでもごみが残ったままになっている集積所もあるようです。ごみ集積所の管理は利用される方々の責務となっておりますので、それぞれ集積所の環境美化に努めていただきますようお願いいたします。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

税務署からのお知らせ

○社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

税務署へご提出いただく確定申告書については、平成29年1月からマイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

【お問合せ先】高鍋税務署（0983-22-1373）

※自動音声に従い「2」を選択してください。

(文書取扱：税務課市民税係)

二種混合ワクチン

(ジフテリア・破傷風)を受けましょう

幼児の時に受けた三種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風)の追加免疫として、二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)を接種しましょう。

内容	標準的な接種期間	回数
三種混合ワクチン (DPT)	1期 初回 生後3か月から生後12か月	3回
	追加 1期初回接種(3回)終了後 12か月から18か月までの間 隔をおく	1回
二種混合ワクチン (DT)	2期 11歳以上13歳未満 (望ましい接種年齢は11歳)	1回

【接種上の注意】

1. 接種を希望される医療機関に、電話で予約をしてください。
西都市内の実施医療機関
(いわみ小児科医院、とめもり小児科、三財病院、大塚病院)
※市外にかかりつけ医がある場合は、市外でも受けることができます。
2. 医療機関にて予診票の記入が必要になりますので、必ず保護者の方も同伴してください。保護者以外の方が同伴する場合には、委任状が必要になりますので、健康管理課までご連絡ください。
3. 母子健康手帳を持参しましょう。
4. 13歳の誕生日の前日までに接種しましょう。13歳の誕生日より有料(約5,000円)になりますのでご注意ください。

(文書取扱・問合せ先：健康管理課健康推進係 43-1146)

麻しん・風しんの予防接種を受けましょう

麻しん(はしか)は感染力が大変強い感染症です。主な合併症として、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。

風しんは、かぜ症状、発疹、発熱など麻しん(はしか)に比べると軽い症状で済みますが、まれに血小板減少性紫斑病や脳炎などの重い合併症を引き起こすことがあります。

※麻しん・風しん混合ワクチンは2回の接種が必要です。

【定期の予防接種】

内容	対象者	回数
麻しん風しん 混合ワクチン (MR)	1期 1歳代	1回
	2期 小学校に入学する前の1年間、 いわゆる年長児	1回

【接種上の注意】

1. 接種を希望される医療機関に電話で予約をしてください。
西都市内の医療機関
1期・2期・・・いわみ小児科医院、とめもり小児科
2期のみ・・・上野医院、大塚病院
※市外にかかりつけ医がある場合は、市外でも受けることができます。
2. 母子健康手帳を持参しましょう。
3. 1期については、2歳の誕生日より有料(約1万円)になります。
2歳の誕生日の前日までに接種しましょう。
2期については、平成29年3月31日まで無料で受けられます。

(文書取扱・問合せ先 健康管理課健康推進係 43-1146)

歯周疾患等検診のご案内

歯周病は、高齢者の病気と思われがちですが、若い時から徐々に進行していきます。歯周病は歯を失う原因の第1位で、咀嚼力の低下だけでなく原因菌が血管内に入ることによって血栓を起こしやすく、心疾患や脳梗塞等様々な影響を及ぼします。まずは、歯周疾患等検診を受けられ、いつまでも健康な歯を保ちましょう。

【対象者】今年度40歳・50歳・60歳・70歳になられる方

【費用】500円

【実施期間】平成28年5月1日から平成29年2月28日まで

※市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料です（証明書が必要です）。

※国民健康保険に加入されている方は250円の補助があります。

検診時に保険証をご持参ください。

【場所】市内指定歯科医院（市内13医療機関）

上山歯科医院 43-5556	尾本歯科医院 43-5625	かわの歯科 43-0755
きずな歯科医院 44-6175	こひつじ歯科クリニック 44-6009	佐藤歯科医院 43-4837
すが歯科医院 43-3743	たかみデンタルクリニック 43-1231	鳥子いき歯科クリニック 42-3623
野間歯科医院 43-0431	長谷川歯科医院 43-0751	穂北はせがわ歯科医院 43-6345
みふね通り歯科クリニック 43-0622		

【受診の手順】

- ①上記の指定医療機関へお電話で予約をしてください。
- ②対象者全員の方に4月末にハガキを送付しておりますので、そのハガキを持って受診してください。
ハガキをなくされた方は、下記までご連絡ください。
健康管理課 健康推進係 43-1146
(文書取扱：健康管理課 健康推進係)

臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金の受付は12月28日までです

まもなく、臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金（以下「給付金」）申請の受付を終了いたします。申請期限を過ぎますと給付金を受け取ることができません。支給対象者で、まだ申請がお済みでない方は、申請書に必要な書類を添えて大至急申請してください。

◆受付期限：12月28日（水）まで ※土・日・祝日は除く

◆受付時間：8時30分～17時15分

◆受付場所：西都市コミュニティセンター2階 臨時福祉給付金対策室
※申請書に同封した返信用封筒で郵送しても申請できます。
※郵送での申請は12月28日の消印まで有効です。

- 給付金の申請書は、対象者と思われる方に市役所から発送しています。
- ただし、申請書が届いた方が必ずしも対象となるわけではありません。
- 申請書が届いていない方で、給付金の対象になる方は、ご連絡下さい。

◎支給対象者の要件◎

☆臨時福祉給付金☆

- ・平成28年1月1日時点で、西都市に住民基本台帳登録されている方
- ・平成28年度の市民税（均等割）が課税されなかった方

☆障害・遺族年金受給者向け給付金☆

- ・臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害・遺族基礎年金の平成28年5月分を受給された方

※ただし、市町村民税（均等割）課税の方に扶養されている方、生活保護等受給者は除きます。また、障害・遺族年金受給者向け給付金の支給要件を満たしても、高齢者向け給付金受給済みの方は除きます。

お問合せ先：西都市臨時福祉給付金対策室 32-1020

(文書取扱：福祉事務所)

人権啓発に関する講演会等に対し 補助金を交付します

西都市における人権啓発の推進を図るため、人権啓発に関する講演会等に対して補助金を交付しています。

内容については、次のとおりですので、ぜひご活用ください。

なお、交付申請多数の場合には予算の範囲内において先着順となりますので、ご了承ください。

- 1 補助対象（次の2点をすべて満たす講演会等であること）
 - ①市内で開催し、20名以上の参加者が見込まれること
 - ②「西都市人権啓発推進協議会」の構成機関・団体又は、その団体を構成する組織が開催すること

【西都市人権啓発推進協議会の構成機関・団体の例】

※教育機関：小学校長会、中学校長会、西都市PTA協議会、西都市自治公民館連絡協議会、西都市地域婦人連絡協議会など

※厚生福祉団体：西都市高齢者クラブ連合会、西都市民生委員児童委員協議会、西都市社会福祉協議会

※産業経済団体：西都商工会議所、三財商工会、西都地区建設業協会など

※その他の機関団体等：西都市区長連絡協議会、西都市消防団など

- 2 補助金額 講師に支払われる謝金及び旅費の実費額、又は3万円のいずれか少ない額
- 3 申請期日 原則として当該講演会等を実施する20日前まで
- 4 申請方法 西都市人権啓発推進協議会事務局内にある「講師謝金等補助金申請書」に関係書類(団体規約等)を添えて申請すること
- 5 申請先・お問合せ先：西都市人権啓発推進協議会事務局
(市民協働推進課内) 43-1204

(文書取扱：市民協働推進課)

男女共同参画社会を目指して 講師の派遣を行います

西都市では、家庭・職場・地域などのさまざまな場において、だれもが対等な立場で個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、講演会等を希望される団体に講師の派遣を行っています。

これからの地域づくりや、暮らしを取り巻くさまざまな問題について、男女共同参画の視点で学んでみませんか。

講演内容や講師についてご希望がある場合はご相談ください。

講演内容(例)

男女共同参画の基礎理解、子育てと男女共同参画、DV(デートDV)、からだところろ、地域づくりと男女共同参画、防災と男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、人間関係づくり
女性の地位向上に係る学習(年金・介護制度等の理解促進)など

○派遣条件：各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上

○申込期間：平成29年2月28日(火)まで

○申込先：市民協働推進課 43-1204

※講師との日程調整が必要になりますので、お申込は開催希望日の1ヶ半月前～2ヶ月前までにご連絡ください。

(文書取扱：市民協働推進課)

西都原運動公園テニスコート管理棟及び コート周辺テント改修工事について

西都原運動公園テニスコートの管理棟及びテニスコート周辺テントの改修工事を実施いたします。

工事期間中は、テニスコートの利用はできますが、管理棟及びテニスコート周辺テントの利用はできません。

利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

【工事期間予定】

西都原運動公園テニスコート管理棟及びコート周辺テント改修工事
12月初旬～平成29年2月末

(文書取扱：スポーツ振興課 43-3478)

西都市歴史民俗資料館くんじょう 燻蒸に伴う 臨時休館のお知らせ

西都市歴史民俗資料館では、展示物の害虫駆除のため、館内燻蒸を行います。つきましては、下記の期間、資料館を臨時休館とさせていただきます。ご利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【臨時休館期間】 12月6日(火)～7日(水)

(文書取扱：社会教育課文化財係 43-0846)

優良運輸事業者の積極的活用について

九州運輸局では、国や関係事業者団体が実施している安全面や環境面で優良な事業者を認定・認証する制度の周知を図り、関連情報を提供することを通じて、優良事業者の利用促進をお願いしているところです。

この取り組みにより、運輸事業者においても「安全確保・環境保全」に対する意識・取り組みの向上が図られ、また、利用者にとってもより一層「安全・安心」な運輸サービスの提供を受けることに繋がることを期待されます。

つきましては、各認定・認証制度の趣旨をご理解いただき、運輸事業者を利用する際には参考にさせていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、優良運輸事業者と、法令違反等により行政処分を受けた事業者については、九州運輸局のホームページにて情報提供しております。

「九州運輸局」で検索し、トップページから「優良事業者を利用しましょう」のバナーをクリック願います。

【優良事業者を利用しましょう】

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/>

【九州運輸局行政処分状況】

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/body.htm>

【国土交通省処分歴検索サイト】

<http://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

【輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html

○問合せ 九州運輸局交通政策部

消費者行政・情報課 092-472-2333

(文書取扱：総合政策課)

**医師・歯科医師・薬剤師・保健師・
助産師・看護師・准看護師および
歯科衛生士・歯科技工士の皆さまに
届出のお願い**

今年度は、法律に定められた事項について2年に1度の届出の年です。
所定の届出票に記入して、住所地または従業地の保健所に提出してください。

○医師・歯科医師・薬剤師の方
就労していない方も届出が必要です。

○保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方
就労している方のみ届出が必要です。

※届出票がない場合には、最寄りの保健所にお問合せください。

届出期間 平成29年1月4日（水）～16日（月）

問 合 せ 最寄りの保健所または県医療薬務課 0985-26-7055

（文書取扱：総合政策課）

**「家族介護者カフェ」を開催します
12月のテーマは「ねぎらう」です**

自宅で家族を介護されている方々が集まり、悩みや困りごとを共感し合える場、役立つ知識や情報の共有の場として「家族介護者カフェ」を毎月1回、開催しています。

今月は今年最後の開催となりますので、介護されている皆さん同士で一年の労をねぎらい、来年への活力を得て頂きたいと思います。

お茶を飲みながら、ゆったりした時間を過ごしませんか？

【開催日】 12月22日（木） 13時30分～15時30分
毎月第4木曜日開催（3月はお休みです）

【開催場所】 西都市生きがい交流広場（妻町1丁目73番地）

【対象者】 市内在住で、高齢者を介護している方等

【内 容】 意見交換・交流会
※可能な方は「お茶のお供」（お菓子など）を持参して頂けると助かります。

【申込先】 西都市南地区地域包括支援センター（担当：関原）
41-0511
※参加希望の方は電話にてお申込みください。
※事前申し込みをしなくても参加可能な場合もありますので、お問合せください。

（文書取扱：健康管理課 介護保険係）

第21回 一夜の歌声喫茶(昼間版) 開催

西都市民会館において、下記のとおり第21回目となる「一夜の歌声喫茶(昼間版)」が開催されます。

多くの方のご参加をお待ちしております。

【日 時】 12月10日(土)
開場：13時 開演：13時30分

【会 場】 西都市民会館

【料 金】 450円(電話申込み) ※当日は500円

【内 容】 童謡、青春歌謡、フォークソングなどを全員で歌います。
220曲の歌集の中からリクエストをどうぞ。
(ギター・大正琴・キーボードなど、伴奏はプロのミュージシャンです)

【主 催】 西都市レクリエーション協会

【問合せ及びチケット】

080-5065-5932(西都市レク事務局・松下)

※福祉施設よりの団体参加は、あらかじめ事務局へご連絡ください。

(文書取扱：社会教育課)

保護者向け消費セミナー受講者募集 受講料無料

ネットトラブルから子どもを守ろう

主催：宮崎県消費生活センター

近年、スマートフォンの急速な普及にともない、子ども達にとってインターネットがより身近で便利になった反面、子ども達がネット犯罪に巻き込まれるリスクが大きくなっています。特に最近はSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や無料通話アプリ等でのトラブルが急増しているという実態もあります。

セミナーでは、講師にネットトラブル解決の専門家を迎え、複雑で分かりにくいスマートフォンやSNSの仕組み、危険性を分かりやすく説明するとともに、子どもがトラブルに遭わないようにするために、どのようなことに注意すべきか、家庭でどんなルールを設けるべきかを具体的な事例を紹介しながら説明します。

【講 師】 原田 由里氏(一般社団法人ECネットワーク理事)

【日 時】 12月25日(日)
午後1時30分～午後3時30分

【会 場】 宮崎県企業局1階県電ホール
宮崎市旭1丁目2番2号

【定 員】 80名(先着)※事前に電話でお申し込みください。

【お申込み・お問合せ】

宮崎県消費生活センター 0985-32-7171
(宮崎市江平西2丁目1番20号)

※参加申込みは、お電話にて受け付けています。

(電話受付：平日8時30分～17時15分)

※定員になり次第、締め切りますので、お早めにお申し込みください。

(文書取扱：生活環境課)

西都おもちゃライブラリー ちびっ子ピンポン大会開催のお知らせ

【日 時】12月11日（日） 11：00～14：00

【場 所】西都市生きがい交流広場（妻町1丁目73番地）

【内 容】さいと市民活動フェスタ会場内において、標記イベントを開催します。どなたでもお気軽にご参加ください！

- ◆小学4年生までの部 11：00～12：00
 - ◆小学5、6年生の部 12：30～13：00
 - ◆フリー（こども・大人）の部 13：00～14：00
- ※各パート10ポイント先取の勝ち抜き戦です。

●各パートで5人勝ち抜いた選手で決勝トーナメント戦を行い、優勝者を決めます。

※各パートの時間内なら、いつでも参加できます。

※事前申し込み等は必要ありません。

【問合せ先】

社会福祉法人西都市社会福祉協議会
地域福祉活動おうえんセンター（担当：図師） 32-0910

（文書取扱：福祉事務所）

西都おもちゃライブラリー クリスマス会開催のお知らせ

歳末助け合い募金助成事業

毎年恒例のクリスマス会を開催します。どなたでも参加できます！
いろいろなおもちゃで遊びながら、楽しいひとときを子どもさんと一緒に
過ごしてみませんか？

サンタさんからのプレゼントもありますよ！

【日 時】12月24日（土） 13：30～14：30

【場 所】西都市生きがい交流広場（妻町1丁目73番地）

【内 容】参加者同士のふれあい交流やサンタさんからのプレゼント、
ゲームなどがありますよ！

《西都おもちゃライブラリー通常開館日時》

- ◆毎週木曜日 10時～12時
- ◆毎週土曜日 10時～12時、13時～15時

【問合せ先】

社会福祉法人西都市社会福祉協議会
地域福祉活動おうえんセンター（担当：図師） 32-0910

（文書取扱：福祉事務所）

勤労青少年ホーム「リズムダンス」講座

勤労青少年ホームでは、どなたでも気軽に楽しく参加できる「リズムダンス」を開催します。

ヒップホップダンスの基礎、アップとダウンのリズム取りから始めて、ランニングマンなどのステップを学びましょう。運動不足の解消に心身ともにスッキリしませんか。

【開講日】12月26日（月）

【時 間】第1部：15時30分～17時
第2部：18時～19時30分

【場 所】西都市勤労青少年ホーム（体育室）

【対象者】西都市在勤、在住の方ならどなたでも参加できます。

※参加はどちらか一方でも構いません。

【費 用】無料

【準備物】体育館シューズ、タオル、飲み物

【定 員】30名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

○窓口で直接か、電話・FAXでお申込みください。

西都市勤労青少年ホーム 電話/FAX：32-6301

○受付時間：月曜～土曜（13時～20時） ※日曜・祝日は休館

○締 切 り：12月22日（木） 20時まで

○問合せ先：西都市勤労青少年ホーム 32-6301

（文書取扱：商工観光課）

働く婦人の家「パソコン エクセル入門」講座

働く婦人の家では初級～中級者向けエクセル入門講座を開催します。簡単なワークシートの作成・データ入力、表計算など基礎的な内容を学びます。

【開講日】平成29年1月13日（金）19時～21時（毎週金曜・全8回）

【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）

【対象者】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】友の会費200円・テキスト代1,000円程度（ともに初回のみ）

【準備物】ノートパソコン、筆記用具

【定 員】10名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

○窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。

○往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012

西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。

※必要事項…①講座名「パソコン エクセル入門」とご記入ください。

②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢、

⑥区分（女性労働者、主婦、その他、男性のいずれか）、

⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

○受付時間 月曜～金曜：9時30分～20時

土 曜：9時30分～16時（日曜・祝日は休館）

○受付期間 12月1日（木）～24日（土） ※最終日消印有効

○問合せ先 働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

（文書取扱：商工観光課）

平成28年度 西都市文化ホール文化事業 『グランドピアノを弾いてみよう♪』 開催のお知らせ

西都市文化ホールにおきまして、下記のとおり西都市文化ホール文化事業「グランドピアノを弾いてみよう♪」を開催いたします。

大ホールがあなた一人のもの…。大舞台を独占して、思いっきりフルコンサートピアノを演奏してみませんか？ 30分単位でホールとグランドピアノをご提供します。

1人だけで演奏に集中したり、発表会の練習をしたり、家族やお友達を観客に招いて演奏をお披露目したりと、楽しみ方はいろいろです。

- 【開催日】 平成29年1月28日（土）
- 【時間】 10時～21時 お好きな時間をお選びください
- 【会場】 西都市文化ホール（コミュニティプラザパオ3階）
- 【料金】 無料 おひとり30分
- 【注意事項】 12月15日（木）募集開始
※西都市に在住、通学している高校生以下の児童生徒ならどなたでも参加できます。
※先着順で時間をお選びいただきますので、お早めにお申し込みください。
※多人数の観客を呼ぶのはご遠慮ください。
※持ち込み楽器はご遠慮ください。
- 【受付時間】 平日：9時30分～20時 土曜：9時30分～16時
※日曜・祝祭日は休み
- 【受付場所】 西都市文化ホール・働く婦人の家事務所
（西都市小野崎1丁目66番地コミュニティプラザパオ2階）
- 【問合せ】 西都市文化ホール（32-6300）

（文書取扱：商工観光課）

消費税軽減税率対策窓口相談等事業 消費税増税に負けない経営計画 「小規模事業者経営計画作成セミナー」 受講生募集

消費税増税が予定されているなか、小規模事業者の皆さまが企業間競争に勝ち抜き、持続的経営を行うためには、自社の事業を見直す経営計画書の作成が必要です。

本セミナーでは、消費税増税に負けないため自社の強み、弱みを再認識し、効果的な経営計画書を作成することで、経営の再確認をすることが出来るような内容となっております。また、平成28年度補正小規模事業者持続化補助金の内容も加味しております。

皆さまの受講をお待ちしています。

- 【日時】 12月14日（水） 18:30～21:30
- 【会場】 西都商工会議所
- 【定員】 30名
- 【受講料】 無料
- 【講師】 ㈱SAKU代表取締役 齊藤 久美氏（中小企業診断士）
- 【内容】 ○消費税増税に負けない経営計画書を作成しよう！
○経営計画は補助金の申請にも活用できる！
○小規模事業者持続化補助金の申請書作成のポイント！
○質疑応答
※内容は変更になる場合があります。

【申込・お問合せ】 西都商工会議所 中小企業相談所 担当：川上
TEL. 43-2111 / FAX. 43-5722

（文書取扱：商工観光課）

県立産業技術専門校高鍋校 販売実務科の入校試験募集案内

県立産業技術専門校高鍋校では、下記の内容で平成29年度の入校生を募集しています。

募集要項、入校願書は、公共職業安定所に配布してありますので、入校を希望される方は、最寄りの公共職業安定所にご相談ください。

- 募集人員 販売実務科 10名
- 訓練期間 1年間（平成29年4月～平成30年3月）
- 募集対象者
 - ①中学校卒業生又は平成29年3月に卒業予定の者で、療育手帳を所持している方または、公的機関で同等と判断され、身辺処理の自立及び自力通学が可能で、集団生活や職業訓練、いずれの面でも支障がないと認められる方。
 - ②訓練への熱意と就労意欲があり、また職業的自立が可能と認められる方。
 - ③公共職業安定所に求職の申し込みを行っており、公共職業安定所長の受講指示が受けられる方。
- 願書受付 12月12日（月）～26日（月）※当日消印有効
- 提出書類 入校願書、健康に関する調書、療育手帳の写し（または判定書の写し）
- 願書提出先 最寄りの公共職業安定所
- 試験日 平成29年1月16日（月）
- 選考方法 筆記試験（国語・数学）、一般職業適性検査、実技試験、体力テスト、面接試験
- 問合せ 〒884-0003 児湯郡高鍋町大字南高鍋1770
宮崎県立産業技術専門校高鍋校 23-0523

（文書取扱：商工観光課）

平成29年度新田原基地モニター募集について

基地に関する御意見及び御要望を伺って基地の運営に反映させることを目的として、平成29年度新田原基地モニターを募集します。

- 1 委嘱期間 平成29年4月から平成30年3月まで
- 2 募集人数 10名
- 3 活動内容（基準）
 - (1)平日における新田原基地研修
（研修時間：朝9時～16時 研修回数：期間中4回程度[基準]）
 - (2)基地行事への参加、会議への出席及びアンケート調査への協力
- 4 応募資格

宮崎市、西都市、木城町、高鍋町、新富町に在住し、防衛及び航空自衛隊に関心のある20歳以上の方。ただし、議会議員、公務員、過去に基地モニター委嘱を受けた方、隊員の家族及びに自衛隊OBの方を除きます。
- 5 応募方法

次の事項を任意の用紙に記入して、平成29年1月6日（金）必着で下記へ郵送してください。

 - ①郵便番号・住所 ②氏名（ふりがな） ③性別 ④職業
 - ⑤電話番号 ⑥モニター希望の理由
- 6 選考

書類及び面接にて選考いたします。
面接日の調整については、後日御連絡させていただきます。
- 7 送付先

〒889-1492 児湯郡新富町大字新田19581
航空自衛隊新田原基地広報班 宛
- 8 その他 委嘱の通知については、3月中旬までに選考させていただいた方に御連絡いたします。

【問合せ先】新田原基地渉外室広報班 0983-35-1121（内線5293）

（文書取扱：危機管理課）

内職求人のご案内

本市の誘致企業である株式会社有村産業が下記の内容で内職の募集をしております。

職 種：在宅内職作業

作業内容：ポリエチレンシート加工

賃 金：成果報酬型（1枚当たり0.3～0.4円）

募集人数：3～4名

その他：作業用プレハブ・機械貸与あり
作業内容の事前見学可能

問合せ先：株式会社有村産業（担当：大野） TEL32-5222

（文書取扱：商工観光課企業対策係）

西都市青少年育成センター便り 人を差別するような子にはなってほしくない

親は、子どもがいじめに加わったり、他人を差別し傷つけたりしていることに気づいたときには、それが人間として恥ずかしい行いであることを教える責任があります。

その際、理屈であれこれ言うより、子どもを愛していること、すてきな人に育ててほしいこと、弱いものをいじめたり差別したりするのを見てショックだったこと、人が傷つくのを喜ぶことに怒りを感じたこと、二度としてほしくないこと、など親としてほんとうの気持ちを伝える努力をしましょう。

また、まず親自身が偏見をもたず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切です。

子どものことで悩みは、ありませんか。
気軽にお電話ください。

電話 しんみに いろいろ 43-1616

※火・水・木曜日の原則として午後1時～4時

（文書取扱：西都市青少年育成センター[社会教育課内]43-3479）